

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600148 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600063 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 7 月 28 日の標準賞与額を 22 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者の給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及びA社の回答により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B市C区から提出された「平成 21 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持していた請求期間②に係る賞与明細書により、いずれも標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料を控除しないことはないとしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②に 22 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支給日については、上記の預金取引明細表において確認できる振込日及び複数の同僚が所持していた当該期間に係る賞与明細書に記載されている支給日から、平成 20 年 7 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 7 月 28 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、上記の預金取引明細表において当該期間に係る賞与の振込は確認できない上、事業主は、当時の賃金台帳等を保管していないため、当該期間に係る賞与の支給等については不明と回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者と同様に、A 社において平成 19 年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、同年 12 月の賞与は支給されず、最初の賞与が支給されたのは入社後 6 か月以降であった旨回答している。

さらに、B 市 C 区から提出された「平成 20 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」に記載されている平成 19 年の給与支払金額及び社会保険料控除額から、それぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。